
「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 21 年 2 月 17 日

本協会では、本年 2 月 17 日の自主規制会議において、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」及び「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」を一部改正した。

金融商品取引法の施行を受け、特定店頭デリバティブ取引等に係る事項が新たに本協会の自主規制の範囲となったことから、当該事項を本協会の実施する外務員資格試験に反映することになった（平成 20 年 9 月 16 日付協会員通知「外務員資格試験制度の見直しについて」（日証協（資）20 第 206 号・日証協（自）20 第 58 号参照）。これに伴い、今般、所要の整備を行うため、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」及び「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行され、特定店頭デリバティブ取引等が新たに本協会の自主規制の範囲となったことに伴う特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員登録の猶予期間（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 50 条第 2 項及び第 66 条第 2 項並びに平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」付則第 2 項）が平成 20 年 9 月 29 日に終了することとなっていた。

このため本協会においては、当該猶予期間の終了後の取扱いについて外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキングにおいて検討を行い、その検討結果である特定店頭デリバティブ取引等に関する事項の外務員資格試験・外務員資格更新研修への反映等の概要が平成 20 年 9 月 16 日の自主規制会議において、了承されたところである。

このため、当該概要に基づき、別紙のとおり、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」及び「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部を改正することとする。

・改正の骨子

1．協会員の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）

- (1) 協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を、次のとおりとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 1 項）

- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した一種外務員資格試験等（一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者
② 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した試験等により一種外務員、特別会員一種外務員又は特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成 21 年 4 月 1 日以降に本協会が指定する方法による社内研修（第 1 項社内研修）を受講し、その結果を本協会に報告した者

- (2) 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員資格試験等により、外務員資格の要件を具備した者であり、かつ、この改正前の外務員規則第 7 条の 2 の規定に基づき実施した社内研修（第 2 項社内研修）を受講・報告した者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 2 項及び旧第 7 条の 2）

- (3) その他所要の整備を行う。（第 2 条、第 5 条及び平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の外務員規則付則第 2 項～第 6 項）

2 .「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)

外務員規則において、協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、内部管理責任者規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者及び内部管理責任者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第 11 条、第 11 条の 2、第 14 条、第 14 条の 2 及び第 18 条)

3 .「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」(以下「広告規則」という。)

外務員規則において、協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、広告規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告審査担当者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項)

・ **施行時期**

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 <u>(第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等 (定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)) に係るものを除く。)</u> を行うことができる者をいう。</p> <p>3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等 (信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u></p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u></p> <p>イ ㄥ (現行どおり) ハ</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登</p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 <u>(定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等を除く。)</u> を行うことができる者をいう。</p> <p>3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等 (信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>イ ㄥ (省 略) ハ</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登</p>

新	旧
<p>録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）<u>、金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るもの及び第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）を行うことができる者をいう。</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u></p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p>	<p>録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（<u>特定店頭デリバティブ取引等、登録金融機関金融商品仲介行為</u>（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）<u>及び</u>金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>同項第1号に掲げる業務に限る。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p>
<p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）</p> <p>第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>1 <u>平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>格試験の合格者</u></p> <p><u>2 平成21年3月31日以前に実施した試験等により前条第1号に規定する一種外務員、同条第4号に規定する特別会員一種外務員又は同条第6号に規定する特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が資格に応じて有効と認めたもの（以下この条において「第1項社内研修」という。）を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、協会員は、登録を受けている外務員のうち、次の各号に掲げる要件をすべて充足する者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ、平成21年3月31日以前に実施した、平成21年4月1日改正前の「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条の2の規定による社内研修（以下この条において「第2項社内研修」という。）の受講結果が共有される場合であって、かつ、本協会が適当と認めたときは、第2号において、当該他の協会員が実施した第2項社内研修を、当該協会員が実施したものとして報告することができる。</u></p> <p><u>1 平成21年3月31日以前に実施した試験等により、前条各号に掲げる要件を具備した者</u></p> <p><u>2 第2項社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者</u></p> <p><u>3 前号の報告をした協会員に所属している者</u></p> <p><u>3 協会員は、第1項社内研修を実施したときは、その結果を本協会が指定する方法により、遅滞なく、報告しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、<u>第 4 条各号に掲げる要件を具備した者</u>でなければ、第 2 条第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>(削 る)</p> <p>付 則 (平 19. 9.18)</p> <p>この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>(削 る)</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、<u>前条各号に掲げる要件を具備した者</u>でなければ、第 2 条第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 7 条の 2 <u>協会員は、その役員又は従業員に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとする場合には、前条に規定する登録申請書の提出までに、当該登録を受けようとする役員又は従業員に、会員にあつては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあつては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、本協会が指定する方法により社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>付 則 (平 19. 9.18)</p> <p><u>1</u> この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>協会員は、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までに、第 4 条各号に規定する要件のいずれかを具備し、第 3 条に規定する外務員登録を受けている役員又は従業員に、当分の間、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、その場合にあつては、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間 (以下、この付則において「猶予期間」という。)(その者に当該特定店頭デリバティブ取引等に係る職務を行わせる日 (猶予期間に限る。)) から 3 か月を経過する日が猶予期間後となる場合は、当該 3 か月を経過する日までの間。) に第</u></p>

新	旧
(削 る)	<p>7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</p> <p><u>3 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、この付則において「改正法」という。）附則第18条に規定するみなし登録第一種業者又は同法附則第54条に規定するみなし登録金融機関（以下、この付則において「みなし登録業者」という。）である協会員は、猶予期間に、第3条第2項の規定にかかわらず、新金融商品取引法（改正法附則第14条に規定する新金融商品取引法をいう。以下同じ。）第64条第1項の規定により登録を受けた外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。その者につき猶予期間内に第7条の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。</u></p>
(削 る)	<p><u>4 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u></p>
(削 る)	<p><u>5 この改正の施行の日以後に新金融商品取引法第29条の金融商品取引業に係る登録又は同法第33条の2の登録金融機関業務に係る登録を受けた者が本協会に加入する場合であって、猶予期間に、その役員又は従業員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとするときは、第7条の2の規定にかかわらず、第7条の登録の申請を行うことができる。</u></p>
(削 る)	<p><u>6 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>員に、会員にあつては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあつては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第 7 条の 2 の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u></p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">協会の内部管理責任者等に関する規則</p> <p>(営業責任者の資格要件)</p> <p>第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下、「特別会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;">協会の内部管理責任者等に関する規則</p> <p>(営業責任者の資格要件)</p> <p>第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u></p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならぬ。<u>また、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u></p>

新	旧
<p>4 (現行どおり)</p> <p>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p>1 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下、「外務員規則」という。) 第 4 条の 2 第 1 項に定める第 1 項社内研修を受講し、当該第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</p> <p>3 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員規則第 4 条の 2 第 2 項に定める第 2 項社内研修を受講し、当該第 2 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者</p> <p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>3 特別会員は、試験規則による特別会員内部</p>	<p>4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u></p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 特別会員は、試験規則による特別会員内部</p>

新	旧
<p>管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</p> <p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例） 第 14 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 平成21年4月1日以降に実施した外務員規則第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</p> <p>3 平成21年3月31日以前に実施した外務員規則第4条の2第2項に定める第2項社内研修を受講し、当該第2項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者</p> <p>（協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第 18 条（現行どおり）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条、第11条の2、第14条又は第14条の2</p>	<p>管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。<u>また、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第 18 条（省 略）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条又は第14条の規定にかかわらず、次の各</p>

新	旧
<p>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p>1 ｝ (現行どおり) 3 3 (現行どおり) 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条、第11条の2、第14条又は第14条の2</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p>1 ｝ (省 略) 3 3 (省 略) 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条又は第14条</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p>

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則	広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
(協会の内部審査等)	(協会の内部審査等)
第 5 条 (現行どおり)	第 5 条 (省 略)
<p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」</u>(以下、「外務員規則」という。)第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 <p>3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又</u></p>	<p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 4 号に掲げる者に限る。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 <p>3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 6 号に掲げる者に限る。</u></p>

新	旧
<p>は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の第1号から第5号のいずれかに該当する者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 <p>4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。</p> <p>5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>外務員規則第4条の2第1項第1号に該当する者、同項第2号に規定する第1項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 内部管理統括責任者</u> <u>2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者</u> <u>3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> <u>4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者</u> <u>5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 <p>4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。</p> <p>5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u></p>

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正に対するパブリック・コメントの結果について

平成 21 年 2 月 17 日

日本証券業協会

本協会では、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 20 年 12 月 11 日から平成 21 年 1 月 5 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（26 件、5 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	御意見	考え方
協会の外務員の資格、登録等に関する規則			
1	第 4 条の 2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）全般	<p>技術的な問題かとは思いますが、第 4 条の 2 がわかりづら いと思います。</p> <p>もしかしたら誤って理解してしまう可能性があるのでは ないかと感じます。</p> <p>第 1 項と第 2 項を比較すると、第 2 項の旧研修を受けた者 は、「恒常的な異動がある業者間」であれば、どの会員に属 していても資格が有効であるのに対して、第 1 項 2 号で規定 する新研修を受けた者は、異動したら無効とも、どこにいて も有効とも読めます（文末が「研修を実施した協会員がその 結果を本協会に報告している者」で止まっており、所属要件 がないため。）。</p> <p>仮に、第 1 項にも所属要件があるのであれば、現第 2 項の 「恒常的な異動」の部分のみ残して、旧研修条項は第 1 項の 3 号とし、資格要件は前文に組み込む等の工夫が必要かと思</p>	<p>協会員が、その外務員に特定店頭デリバティブ取引等に 係る外務員の職務に従事させる要件として、改正案第 4 条 の 2 第 1 項第 2 号で規定する事項は、以下のとおりです。</p> <p>① 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した試験等により一種、 特会一種、特会四種の外務員の要件を具備した者。</p> <p>② 第 1 項社内研修の受講者。</p> <p>③ 第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会 に報告している者。</p> <p>すなわち、上記要件が満たされていれば、役職員が他の 協会員に異動した場合であっても、当該他の協会員で特定 店頭デリバティブ取引等に従事させることができることと するものであり、御意見における「所属要件」を設定して いるものではありません。このことは、原案から文理上解 釈可能であると考えます。</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
		<p>います。</p> <p>反対に新研修を受けた者は異動しても協会で資格管理されるのであれば、そのあたりを明示的に書くべきかと思いません。</p> <p>御検討頂ければと思います。</p>	<p>また、御意見のとおり、本協会は協会員から報告のあった第1項社内研修の受講結果を適正に管理していくものがありますが、この点について特に規則に明示する必要はないと考えます。</p> <p>以上より、原案どおりとさせていただきます。</p>
2	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）全般	<p>協会において「第1項社内研修」のDVDを御用意願えませんか。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>平成20年12月16日付協会員通知（日証協（資）20第337号）にて、第1項社内研修の実施要領についてお知らせいたしました。第1項社内研修についてのDVD等の教材や研修資料の作成につきましては考えておらず、特定店頭デリバティブ取引等に関する事項の試験への反映に合わせて、『外務員必携』に特定店頭デリバティブ取引等に関する事項を追加することのみを予定しています。</p> <p>第1項社内研修を受講することにより、他の協会員に転職しても特定店頭デリバティブ取引等業務に従事可能であるという効力に鑑みると、各協会員の実際の取扱い状況に関係なく、特定店頭デリバティブ取引等の基本的な仕組み（代表的な分野の概要）につきましては、幅広く社内研修で取り扱っていただき、その上で各社において特に必要であると考えられる分野に的を絞り、重点的に取り扱っていただきたいと考えており、その際の基本的な仕組み（代表的な分野の概要）の説明のレベル感の最低ラインとして、また、取扱いのない商品の説明のための補助教材として、『外務員必携』があると考えております。</p> <p>特定店頭デリバティブ取引等の取扱いの状況は各協会員</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
			<p>により大きく異なること、また、各協会員の実情に応じた社内研修が様々な形式で既に広く行われている現状に鑑みると、各協会員の実情に応じて、柔軟に社内研修の内容及び方法を設定できるようにすることが、社内研修の実効性を確保する上でも望ましいと考えられるため、本協会が定める実施要領においては最低限遵守すべきガイドラインのみを示しております。</p> <p>なお、平成20年12月29日付協会員通知（日証協（研）20第160号・第161号）にて、「平成21年度における協会員に対する研修計画」についてお知らせしておりますとおり、本協会は、平成21年度において、特定店頭デリバティブ取引等についての内容を盛り込んだ研修を新設することを予定しております。当該研修は平成21年5月を目途に実施する予定ですので、協会員の人事・研修担当者各位におかれましては、必要に応じて第1項社内研修を実施する際の参考にしていただきたいと思いますと考えております。</p>
3	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）全般	<p>今後、外務員登録を行うに際しては、新旧いずれの資格試験を受験したのか、「第1項社内研修」または「第2項社内研修」のいずれを受講したのか等の情報が必要になると考えられるが、これらの情報については御協会で一元的に管理し、協会員から照会があれば回答していただければという理解でよいか。</p>	<p>その御理解で問題ありません。</p> <p>本件につきましては、外務員資格管理システム上で対応させていただく予定となっております。</p> <p>当該機能の詳細につきましては、後日、資格管理部よりシステム改修の協会員通知を発出する予定です。</p>
4	第4条の2（特定店頭デリバティブ	<p>今後、貴協会は、登録を行う一種外務員の情報（新旧いずれの資格試験を受験したのか、「第1項社内研修」または「第</p>	

項番	該当条文	御意見	考え方
	取引等に係る特例) 全般	2項社内研修」のいずれを受講したのか等。)を網羅的に管理し、協会員から各外務員の情報につき必要に応じて照会があった場合には、当該情報を公開して頂ける、という認識で宜しいか(例えば、中途採用の者が入社するに当たっては、その者の外務員資格について正確な情報の取得が必要なため)。	
5	制度全体	特定店頭デリバティブ取引等について、貴協会定款第3条7項のように「いずれにも該当しないもの」との定義では具体的にどのような取引がこれに含まれ、どのような取引がこれに含まれないのか明確ではなく、実務上支障をきたす。これらの取引を貴協会の自主規制の対象とするのであれば、適用範囲を明確に定義していただきたい。特に、このように複雑な試験・研修制度を導入し、特定店頭デリバティブ取引等を規制しようとするのであるから、適用範囲は予測可能性の観点から明確に示されるべきである。	<p>本条は、店頭金融先物取引等に該当しない店頭デリバティブ取引を本協会の自主規制の対象として定義するものですが、定義規定の正確性を確保しつつ、新たな取引類型を包含し得るものとするを念頭に置き、現行の規定としたものです。</p> <p>具体的な取引類型としては、例えば、①金利・為替デリバティブ(店頭金融先物取引等を除く)、②クレジット・デリバティブ、③天候デリバティブ、④災害デリバティブ等の店頭デリバティブ取引が該当します。</p>
6	制度全体	「特定店頭デリバティブ取引等に関する社内研修の実施要綱」では、平成21年度版以降の外務員必携等の内容を盛り込まなければならない旨が記載されているが、これらの内容を盛り込んだ上で当該実施要綱に記載されているような社内研修を準備するには少なくとも2か月以上の準備期間が必要となる(外資系金融機関においては英語版の作成も必要となる。)と思われるため、外務員必携・外務員資格試験問題集・「本協会が別に示すサンプル問題」等の関連資料は早急に御準備いただいた上で、1月中には頒布していただき	<p>特定店頭デリバティブ取引等に関する事項の外務員資格試験等への反映に伴う新制度の開始は、当初は平成21年7月頃の開始を見込んでおりましたが、協会員の利便に資するため、新入社員の受験が見込まれる4月からの開始を目標として準備を進め、『外務員必携』につきましては2月9日(月)から発送を開始し、『特別会員外務員必携』及び『外務員資格試験問題集』につきましては、2月下旬頃の頒布を予定しております。</p> <p>また、本協会が別に示すサンプル問題につきましては、</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
		たい。	2月13日（金）付で協会員通知を發出しております。
7	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第1項	<p>平成21年3月31日以前に外務員試験に合格した者は「第1項社内研修」を受講する必要がある一方、同年4月1日以降の合格者は受講不要というのは、制度設計として合理性を欠く。例えば、先物・オプション取引等が存在しなかった時期（わが国最初の金融先物取引である長期国債先物は1985年導入。）に資格を取得した外務員が、当時存在しなかった有価証券先物・オプション取引等についてその都度追加な社内研修等を受けているわけではない。こうした、資格取得後の金融商品の高度化・多様化等へのキャッチアップは「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第18条に定めのある「外務員資格更新研修」によって充足されるべきものと考えられる。従って、特定店頭デリバティブについてのみ、（従前から外務員登録の対象であった。）有価証券先物・オプション取引等と異なる扱いとすべきではなく、「第1項社内研修」で想定されている研修内容は、御協会主催の「外務員資格更新研修」によって充足されるべきである。</p>	<p>特定店頭デリバティブ取引等業務は、利用者保護の観点等から、新たに法令による規制対象となった以上、本協会としても、当該業務に自主規制を適用させる必要があると考えております。また、当該業務は、金商法上の外務員制度の対象となっているため、本協会としては、外務員の資質について、その適格性を確保する観点から、試験またはそれと同程度の方法により、外務員の知識が一定レベルに達していることを確認するプロセスが必要であると考えております。</p> <p>新制度につきましては、そのような趣旨を踏まえた上で、特定店頭デリバティブ取引等のみを対象とした追加試験の導入の是非等を含めて、所管ワーキング等で十分に検討を行い、その上で最終的に今回の制度設計に至ったものであります。</p> <p>具体的には、平成21年4月以降の新制度開始後につきましては、特定店頭デリバティブ取引等に関する事項を反映した一種（特別会員一種）外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験に合格することを要件とし、当該新試験との整合性の観点から、現行（平成21年3月31日以前）の一種（特別会員一種）外務員資格又は特別会員四種外務員資格の保有者であって社内研修を未実施である者は、試験に代替するものである本協会作成の実施要領に準拠した社内研修（第1項社内研修）を受講することで対応するこ</p>
8	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第1項	<p>第1項社内研修について研修所要時間等を含む詳細な実施要綱を定め、研修内容の均一化を図る必要があるものであれば、そもそも貴協会において必要な研修を実施すべきである。例えば、既に外務員資格を取得している者については御協会主催「外務員資格更新研修」に必要事項を盛り込むことで対応可能と考えられる。加えて、特定店頭デリバティブ取引に限定した追加試験を設け、これに合格することで同取引</p>	

項番	該当条文	御意見	考え方
		に関する外務員登録が行える選択肢も用意していただきたい。	ととしております。 なお、外務員資格更新研修は、本来、知識の再認識が目的であり、外務員としての適正を一律に、客観的に確認する目的の資格試験とはそもそも位置付けが異なること、一種・二種共通の内容であり、その構成において、特定店頭デリバティブ取引等に関する事項のみを詳しく解説することは適当でないと考えられること及び受講期間が登録から5年ごとに指定されており、特定店頭デリバティブ取引等業務の従事予定に合わせた機動的な受講ができないことから、外務員資格更新研修での対応は今回の制度設計においては採用していません。
9	制度全体	現在でも、昭和 50 年代以前に資格を取得した外務員が、当時存在しなかった有価証券オプション取引等について転職の度に追加研修を受けているわけではない。こうした、資格取得後の金融商品の高度化・多様化等へのキャッチアップについては「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第 18 条に定めのある「外務員資格更新研修」によって充足されるべきものであり、特定店頭デリバティブについてのみ、従前から外務員登録の対象であった有価証券先物・オプション取引等と異なる扱いとすべきではない。	また、「平成 21 年度における協会員に対する研修計画」により、特定店頭デリバティブ取引等についての内容を盛り込んだ研修を新設することを予定しております。当該研修は平成 21 年 5 月を目途に実施する予定ですので、協会員の人事・研修担当者各位におかれましては、必要に応じて第 1 項社内研修を実施する際の参考にしていただきたいと思います。
10	第 4 条の 2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第 1 項	第 1 項社内研修について各社の自主性に委ねず、実施要綱を定めこれを遵守させることにより、研修内容や質の均一化を図ろうとするのであれば、そもそも貴協会において必要な研修を実施すべきである。例えば、既に外務員資格を取得している者については資格更新研修を有効に活用する等によって目的を達することができるはずである。また、試験が必要であれば特定店頭デリバティブ取引等に限定した試験を実施すればよく、わざわざこのようなわかりにくい制度を採用する理由がない。他国の制度と比較するまでもなく、国際的にも理解し難い制度であるとの批判を免れないと思われる。	
11	第 4 条の 2（特定店頭デリバティブ	第 4 条の 2、第 2 項第 2 号に規定する第一項社内研修に匹敵する研修を、2009 年 4 月 1 日より、協会が実施するコンピ	

項番	該当条文	御意見	考え方
	取引等に係る特例) 第2項	ユータによる資格更新研修に取り込み対応して頂きたい。	
12	第4条の2(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例) 第1項	仮に「第1項社内研修」を残す場合には、個々の外務員及び金融商品取引業者等の負担に十分に配慮したものとしていただきたい。具体的には、近く刊行予定とされている平成21年度版「外務員必携」に追加された特定店頭デリバティブ関連記述を踏まえた上で、各社において必要十分な研修を行えば足りることとすべきであり、研修内容・研修所要時間について一律の基準を義務付けるべきではない。	第1項社内研修の実施要領においては、各協会員の実情に応じて、柔軟に社内研修の内容及び方法を設定できるようにするため、最低限遵守すべきガイドラインのみを示しております。 具体的には、研修内容につきましては平成21年版以降の『外務員必携』の特定店頭デリバティブ取引等に関する章を参考として、特定店頭デリバティブ取引等の基本的な仕組み(代表的な分野の概要)につきましては幅広く取扱い、その上で各社において特に必要であると考えられる分野に絞りを絞り、重点的に取り扱っていただくことを示しております。加えて、理解度確認テストを研修終了後に行っていたいただき、その合格をもって修了とする取扱いとなっております。
13		第1項社内研修の内容に盛り込むべきとされている平成21年度版外務員必携が未だに公刊されていないので、貴協会が具体的にどの程度の研修を想定しているのか不明であるが、そもそもこれらの業務に携わってきた者に3時間以上の研修を義務づけるというのは根拠に乏しい。	
14		「第1項社内研修(平成21年4月1日以降に行う特定店頭デリバティブに関する社内研修)」の実施要領(12月16日協会337号通知)別紙にある、「7.研修時間」に関して、社内における研修に目安とはいえ3時間以上が望ましいという記載は、不適切と考えられます。 (理由)他の既存の金融商品あるいは今後新規に開発される金融商品、また、協会規則で求められる他の研修と比較して、特定店頭デリバティブだけを特別視するのではなく総合的な見地から述べていただきたいと存じます。	以上のとおり、基本的には、各社の実情に応じて研修内容の学習に十分な時間を設定していただくのですが、何らかの目安が必要であろうとの考えの下、一連の学習プロセスを踏まえると3時間以上が望ましいと思われるという考え方を提示しております。
15	第4条の2(特定	「特定店頭デリバティブ」に相当する業務の多くは、従来	特定店頭デリバティブ取引等業務は、金商法の施行によ

項番	該当条文	御意見	考え方
	店頭デリバティブ取引等に係る特例) 第1項	<p>から銀行法の下で取扱い可能であり、金商法施行以前は外務員登録も不要であったものであり、銀行において当該業務を取扱う職員は「特定店頭デリバティブ取引等の基本的な仕組み」並びに「自社で取扱いのある特定店頭デリバティブ商品のより詳しい商品知識（商品特性・仕組み・リスク管理・説明態勢等）」については十分に理解している。従って、仮に「第1項社内研修」を行う場合でも、その内容を「特定店頭デリバティブ取引等に関する法令諸規則（金商法及び関連法令並びに本協会定款諸規則）に係る知識」に限定して差支えないこととしていただきたい。また、社内研修の形式についても、オンライン研修を含め柔軟な対処を認めていただきたい。</p>	<p>り自主規制の範囲として加わった分野である以上、実際の個々の外務員の知識の度合いに関わらず、その知識が最低ラインに達していることを確認するプロセスが必要であると考えております。そのため、実施要領に定めた研修内容に従い社内研修を実施していただきたいと考えております。</p> <p>また、社内研修の実施方法（形式）につきましては、各協会員において設定することとなっておりますので、集合研修での実施やe-ラーニング（オンライン研修）形式での実施など、各社の実情に合わせて設定していただくことで差し支えありません。</p>
16		<p>本号に定める「第1項社内研修」は、講義形式ではなくオンライン研修の形式によることも可能という理解でよいか（平成20年12月16日付け「特定店頭デリバティブ取引等に関する社内研修の実施要綱」によると、研修の実施方法については、各協会員において設定する、と記載のあるため、可能と理解できる。）。</p>	
17	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第1項	<p>平成21年3月31日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験の合格者は、希望すれば再度、平成21年4月1日以降に実施する一種外務員資格試験を受験することができるという理解でよいか。仮に受験不可である場合には、代替として特定店頭デリバティブ部分のみを対象とした追加試験を導入していただくか、当該追加部分を含む「外務員</p>	<p>現行規則において、既に資格を取得している者が改めて同一資格の試験を受験することの可否につきましては明記しておりませんが、運用において外務員資格管理システム上で制限をしております。これは、既に取得している資格について改めて同一資格の試験を受験する必要性がないことなどの理由によるものです。今回の制度設計に当たって</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
		<p>資格更新研修」を前倒しで受講することを認めていただきました。</p> <p>また、上記の理解に基づき、平成 21 年 4 月 1 日以降の一種外務員資格試験に合格した場合には、当然に第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の要件を満たすと考えてよいか。仮に、不合格となった場合であっても、平成 21 年 3 月 31 日以前に受験し合格した一種外務員の資格、営業責任者や内部管理責任者の資格には影響を及ぼさないと考えてよいか。</p>	<p>はそうした前提を踏襲しております。</p> <p>また、特定店頭デリバティブ取引等のみを対象とした追加試験の導入や当該内容を外務員資格更新研修で対応することの是非につきましては、所管ワーキング等で十分に検討を行い、その上で最終的に今回の制度設計に至ったものであります。</p> <p>以上より、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、今回の制度設計におきましては、第 2 項社内研修の受講者について、当該研修を受講した協会員に留まる限りは、そのまま特定店頭デリバティブ取引等業務に従事することができる取扱いとしておりますので、協会員及び外務員に対して、過度な負担をかけることなく、新制度への円滑な移行が図れるものと考えております。</p>
18		<p>平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験の合格者は、希望すれば再度、平成 21 年 4 月 1 日以降に実施する一種外務員資格試験を受験することができるという理解でよいか（今般、何ら改訂が行われない貴協会「外務員等資格試験に関する規則」第 4 条によれば、何ら問題なく受験可能と考えられるため。万が一、受験を不可とする場合には根拠をお示しいただきたい。）。</p> <p>また、上記の理解に基づき、平成 21 年 4 月 1 日以降の一種外務員資格試験に合格した場合には、当然に第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の要件を満たすと考えてよいか。仮に、不合格となった場合であっても、平成 21 年 3 月 31 日以前に受験し合格した一種外務員の資格、営業責任者や内部管理責任者の資格には影響を及ぼさないと考えてよいか。</p>	
19	第 4 条の 2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特	第 1 項社内研修の結果を報告されている受講者の記録は、当該受講者が外務員登録者であると外務員未登録者（例えば、バックオフィスの従業員で一種外務員合格者。）である	その御理解で差し支えありません。

項番	該当条文	御意見	考え方
	例) 第1項	<p>かを問わず、今後、貴協会により管理されると理解してよいか。その場合、第1項社内研修の結果が報告されている受講者が、当該協会員を退職後、他の協会員で働くかどうかにかかわらず一生有効との理解でよいか。例えば、①当該受講者が他の協会員に転職した場合や、また、②協会員でない会社に勤務するなどして一定期間が経過した後、新たに他の協会員に就職し外務員登録を行う場合に、既に取得済みの一種外務員の登録完了をもって特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を当然に行うことができるという理解でよいか。</p>	
20	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第1項第2号	<p>本号では、「第1項社内研修」について、「本協会が資格に応じて有効と認めたもの」と条件が付されている一方で、その基準や認定方法が規則上明確にされていない。かかる基準を規則上明確にしないのであれば、本条件は削除いただきたい。</p>	<p>第1項社内研修については、「一種及び特別会員一種向け研修」と、「特別会員四種向け研修」の二種類があります。</p> <p>「一種及び特別会員一種向け研修」の受講結果報告済みの者は、一種外務員、特別会員一種外務員及び特別会員四種外務員のいずれの資格の登録と組み合わせても特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができます（ただし、特別会員四種外務員資格の登録と組み合わせた場合には、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務の範囲を、いわゆる天候デリバティブ取引業務に限ります。）。</p> <p>また、「特別会員四種向け研修」の受講結果報告済みの者は、特別会員四種外務員資格の登録と組み合わせた場合のみ、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができます（ただし、いわゆる天候デリバティブ取</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
			<p>引業務に限ります。)</p> <p>規則改正案文につきましては、原案どおりとさせていただきますが、別途、実施要領を改訂し、上記の点を明記させていただきます。</p>
21	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第2項	<p>「次の各号に掲げる要件」のうち「3 前号の報告をした協会員に所属している者」は削除いただきたい。平成 21 年 3 月 31 日以前に「第2項社内研修」を受けた上で現に特定店頭デリバティブの外務行為を行っているにもかかわらず、転職の度に「第1項社内研修」を受け直す必要があるというのは不合理である。仮に「第2項社内研修」のみでは不十分ということであれば、（特定店頭デリバティブに関する）追加的な試験、若しくは「外務員資格更新研修」により補完がなされるべきである。</p>	<p>考え方としては、特定店頭デリバティブ取引等に関する事項が一種（特別会員一種）外務員資格試験及び特別会員四種外務員資格試験に反映される新制度開始後につきましては、特定店頭デリバティブ取引等に従事するためには、一種（特別会員一種）外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験を再度受験していただきたいのですが、既に一種（特別会員一種）資格又は特別会員四種外務員資格を取得している方は、再受験ができない運用としているため、試験に代替するものである第1項社内研修を、本来であれば特定店頭デリバティブ取引等業務に従事する者全員に受講していただくのが自主規制として望ましいということです。</p> <p>しかし、それでは、既に特定店頭デリバティブ取引等に従事している多くの方が、一時的に特定店頭デリバティブ取引等業務に従事できないこととなるため、円滑な制度移行を図る観点から、特例として、第2項社内研修を受講した協会員に留まる限りは、そのまま特定店頭デリバティブ取引等業務に従事することができる 取扱いとした次第です。</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
			<p>なお、第2項社内研修の受講結果は、元々他の協会員には持ち込めない取扱いとしていたため、今回、その取扱いを変更するわけではありません。</p> <p>このように、第2項社内研修により特定店頭デリバティブ取引等業務への従事を認めるのは、あくまでも特例ですので、第1項社内研修への読み替えはできません。</p> <p>以上から、原案どおりとさせていただきます。</p>
22	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第2項但書	<p>「協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ」、「（第2項社内研修の）受講結果が共有される場合であって、かつ、本協会が適当と認めたとき」とは具体的にはどういう場合か。例えば、同一グループに属する銀行と証券会社とで同一内容の第2項社内研修を行っている場合、銀行職員が証券会社に転籍した場合（及びその逆の場合）に、改めて社内研修を受け直す必要はない、という理解でよいか。</p>	<p>その御理解で差し支えありません。</p> <p>本協会では同じグループ会社間の場合を、受講結果が共有できる典型例として想定しています。</p>
23	第4条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第2項但書	<p>本項但書にある「協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ」との要件を明確化していただきたい。また「第2項社内研修の受講結果が共有される場合」とは個々の従業員の同意を得る必要に応じて当該受験結果を協会員間で相互に提供することで足りるか。さらに「本協会が適当と認めたとき」との要件を、基準を示すなどして明確化していただきたい。</p>	<p>「協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ」及び「本協会が適当と認めたとき」につきましては、個別事例ごとに実態に則して判断されるべきものと考えております。本項但書の適用を希望される協会員におかれましては、個別に本協会にお問い合わせ下さい。</p> <p>また、「第2項社内研修の受講結果が共有される場合」に</p>

項番	該当条文	御意見	考え方
24		<p>「協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ」の定義を明確にしてほしい。どの範囲内の協会員の間での従業員の異動なら、第2項社内研修の受講結果が共有されるのか明確にしてほしい。</p>	<p>つきましては、その御理解で差し支えありません。 以上より、原案どおりとさせていただきます。</p>
協会員の内部管理責任者等に関する規則			
25	<p>第11条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第2号及び第14条の2（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）第2号</p>	<p>第1項社内研修は外務員未登録者であっても一種外務員試験合格者であれば誰でも受講することができるという理解でよいか。</p> <p>本号の要件を満たす者が他の協会員に転職した場合（一定期間のブランクを経て他の協会員に就職した場合を含む。）に、当該他の協会員は当該者が外務員規則第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、結果を協会に報告されていることをどのように確認することができるか。</p>	<p>第1項社内研修につきましては、協会員の役員若しくは従業員であれば、外務員未登録者であっても受講することができることとする予定です。</p> <p>また、協会員が報告した第1項社内研修の受講結果につきましては、転職先である他の協会員が外務員資格管理システムを通じて確認できる機能を搭載する予定です。</p> <p>当該機能の詳細につきましては、後日、資格管理部より協会員通知を発出する予定です。</p>
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則			
26	<p>第5条（協会員の内部審査等）第2項但書</p>	<p>本項但書に記載してある「同項第2号に規定する第1項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者」との要件を満たす者が他の協会員に転職した場合（一定期間のブランクを経て他の協会員に就職した場合を含む。）に、当該他の協会員は当該者が本要件を満たすことをどのように確認することができるか。</p>	<p>協会員が報告した第1項社内研修の受講結果につきましては、転職先である他の協会員が外務員資格管理システムを通じて確認できる機能を搭載する予定です。</p> <p>当該機能の詳細につきましては、後日、資格管理部より協会員通知を発出する予定です。</p>